

児童手当の概要・現況届の提出について

《児童手当の概要》

この制度は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。手当を受給するために、出生時や転入時には、必ず申請手続きをしてください。

支給対象 長瀬町に住民登録があり、中学校3年生までの児童（15歳になった後の最初の3月31日まで）を養育している保護者が対象です（原則児童の両親のうち所得の高い方が申請者となります）。※公務員は、所属官公庁へ申請、受給となります。

手当月額

- ・0～3歳未満 15,000円
- ・3歳～小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生 10,000円
- ・特例給付（所得制限額以上の世帯）一律5,000円

※支払時期…6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10月～1月分）

《児童手当の現況届の提出について》

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届の提出が必要になります。現況届は、6月1日現在の児童の養育状況や受給者の所得状況等を確認し、6月分以降の支給を決定する大切なものです。現況届の提出がない場合、6月分以降の**手当の支払が差し止めとなりますので、必ず提出してください。**

手続き方法 手当を受けている方には、6月上旬に現況届を送付しますので、必要書類を添付し提出してください。

提出期限 6月30日(火)

現況届に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し（※受給者が、厚生年金等の加入者である場合）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。（監護・生計同一申立書等）

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134・135

令和元年度 情報公開制度・個人情報保護制度 実施状況を公表します

●情報公開制度における請求状況

区分		公文書の名称・内容	決定内容	実施機関(担当課)	開示方法	決定日
申出	請求					
○		平成25～29年度の長瀬町議会会議録及び議会運営委員会、全員協議会、総務・教育常任委員会（行政視察含む）に関する記録	部分開示	町長（議会事務局）	写しの交付	H2.2.17

●個人情報保護制度における開示等の請求状況

請求は、ありませんでした。

●情報公開制度とは

情報公開制度は、町が保有している情報（公文書）を皆さんの請求に応じて開示・提供する制度です。

この制度によって、町民の皆さんに町政への参加のより一層の促進と町政に対する理解と信頼を深め、より公正で透明な町政の推進を目指しています。

●個人情報保護制度とは

個人情報保護制度は、町が保有している皆さんの個人情報（自己情報）を正しく取り扱うための基本的な決まりごとを定め、プライバシー保護を一層推進する制度です。

この制度は、町が個人情報を取り扱うときのルールや皆さんが自分の情報について開示を請求する権利、訂正を請求する権利などを保障しています。

問合せ 総務課庶務担当 66・3111 内線214